

松浦市地場産品創出支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市の地域特性を生かした新たな地場産品の創出及び既存の地場産品の生産能力向上等に取り組むことにより、地域経済の活性化及び地域産業の振興並びに市民生活の向上に資するため、予算の範囲内において松浦市地場産品創出支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、松浦市補助金等交付規則（平成18年松浦市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) クラウドファンディング 市長が別に定める地場産品創出支援事業の公募要項等に基づき選定した事業について、当該事業を実施するために必要な資金を当該事業を実施する事業者（以下「選定事業者」という。）に補助金として交付するため、ふるさと納税の仕組みを活用して、市長が指定するインターネットサイトで寄附を募集し、その原資を調達することをいう。
- (2) ふるさと納税 個人が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき総務大臣に指定された市町村等に対する寄附金を支出した場合に、当該寄附額のうち2千円を超える部分について、寄附金税額控除により所得税と住民税から原則として全額が控除される制度をいう。
- (3) 返礼品等 市がふるさと納税による寄附金の受領に伴い寄附者に提供する、市の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するもの（以下「地場産品等」という。）であって、地方税法の規定に基づく告示等により総務大臣が定める基準に適合するものをいう。
- (4) パートナー事業者 市へのふるさと納税寄附の促進及び地場産品等の販路拡大による地域経済の活性化などを目的に、寄附金の受領に伴い寄附者に対して返礼品等を提供する企業及び団体並びに個人等をいう。
- (5) 補助事業 この告示による補助金を活用し、返礼品等として提供できる新商品等の開発や既存商品等の品質又は生産能力の向上に資するもので、市内にその事業の用に直接供する工場等の新設又は増設あるいは生産設備の更新等を行う事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、選定事業者のうち、補助金の交付決定の通知を受けた日の属する年度の終了後5年以上、パートナ

一事業者として、返礼品等の提供等の業務に取り組む意思があるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 補助事業の実施主体でない者
 - (2) 補助事業実施年度において、選定事業者の返礼品を対象とした寄附額が、クラウドファンディングの実施に当たり設定された目標金額の2分の1に相当する額から算出した寄附額に達していない者。ただし、事業の効率的な実施を図る必要がある場合又は事業の実施に当たりやむを得ない事情がある場合で、その達しない寄附額のうちから補助金の交付を受けることにより事業を実施するため、第8条に規定する松浦市地場産品創出支援事業補助金交付決定前着手届（様式第3号）を市長に提出する場合を除く。
 - (3) 市内に事業所等を設置（予定を含む。）し、自らの責において継続して事業に取り組む意思が無いと市長が認める者
 - (4) 公序良俗に反する行為を行った者又はそのおそれがある者
 - (5) 市税に滞納がある者
 - (6) 松浦市暴力団排除条例（平成24年松浦市条例第27号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団と密接に関係する者
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、補助金を交付することが不適当であると市長が認める者
- （補助対象経費等）

第4条 補助対象経費、補助率、補助金の額、補助金の限度額及び補助金の額の端数処理については、別表に掲げるとおりとする。

（補助金の交付要件等）

第5条 松浦市地場産品創出支援事業補助金交付決定前着手届（様式第3号）を提出した選定事業者の返礼品を対象とした当該年度の寄附額が、補助事業の完了又は市長が別に定める日のいずれか遅い日までに目標金額の2分の1に相当する額から算出した寄附額に達していない場合は、補助金を交付しないものとする。ただし当該年度の補助事業により市のふるさと納税の規模拡大に貢献できると市長が認める場合は、その遅い日を基準として補助金の交付手続のうえ、その達していない寄附額に基づいて算定した補助金を交付できるものとする。

2 クラウドファンディングにより受領した寄附額から補助金に係る寄附額を差し引いた寄附額は、松浦市ふるさとづくり寄附要綱（平成29年松浦市告示第169号）第6条第1項の規定により管理するものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松浦市地場産品創出支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に市長が定め

る書類（以下「添付書類」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による交付申請書の提出期限は、市長が別に定める。

（補助金の交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、松浦市地場産品創出支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際し、必要な条件を付することができる。

（交付決定前の着手）

第8条 選定事業者は、事業の効率的な実施を図る必要がある場合又は事業の実施に当たりやむを得ない事情がある場合で前条に規定する交付決定の前に補助事業に着手する必要があるときは、松浦市地場産品創出支援事業補助金交付決定前着手届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補助事業の変更等）

第9条 第7条第1項の規定による交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ松浦市地場産品創出支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするとき。

（2）補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、補助金交付の変更の可否又は取消しを決定し、松浦市地場産品創出支援事業補助金変更（中止・廃止）決定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の決定に際し、必要な条件を付することができる。

（契約等）

第10条 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、相手方に対し、補助事業の適正な執行のため必要な調査に協力を求めるための措置を講じなければならない。

2 市長は、補助事業者が市の指名停止措置等を受けている事業者と契約を締結していることを知った場合は、必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は、その求めに応じなければならない。

3 前2項の規定は、補助事業を実施する体制にかかわらず、補助事業の関係者全てを同様に取り扱うものとする。

（事故の報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができな

いと見込まれるとき又は補助事業の実施が困難になったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

（状況報告等）

第 1 2 条 補助事業者等は、市長が状況報告を求めたときは、速やかに報告しなければならない。

（実績報告）

第 1 3 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第 8 条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から起算して 3 0 日を経過した日又は当該年度の 3 月 3 1 日のいずれか早い日までに、松浦市地場産品創出支援事業補助金実績報告書（様式第 6 号）に添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 1 4 条 市長は、前条の実績報告書を受理した場合は、速やかに審査するとともに必要に応じて現地調査等を行い、補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、松浦市地場産品創出支援事業補助金確定通知書（様式第 7 号）により補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとし、その返還期限は、市長が別に定めるものとする。

（補助金の交付）

第 1 5 条 補助金は、前条の規定により補助金の額を確定し、適法な請求書を受理した後に交付する。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、補助事業者の経済的な事情など、補助金の交付の目的を達成するために当該補助事業の完了前に補助金を交付する必要があると特に認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払で交付することができる。

3 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、松浦市地場産品創出支援事業補助金精算（概算）払請求書（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第 1 6 条 市長は、補助事業者が規則第 9 条第 1 項若しくは第 2 項に該当する場合若しくは第 8 条第 1 項第 2 号に規定する補助事業の全部若しくは一部の中止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、第 7 条第 1 項の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 法令又は条例若しくはこの告示の規定に違反した場合

- (2) 偽りその他不正の手段により補助金を受け、又は受けようとした場合
- (3) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める場合

2 市長は、前項の規定による取消し又は変更をした場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとし、その返還期限は、市長が別に定めるものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更したときは、速やかに松浦市地場産品創出支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金の交付の申請をした者に通知しなければならない。

（補助事業の経理等）

第17条 補助事業者は、補助事業の収支等について証拠書類を整理し、常にその状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、補助事業に関する書類及び帳簿等の関係書類について、補助金を交付した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（財産の管理及び処分の制限等）

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用に努めなければならない。

2 取得財産等のうち、市長が定める処分を制限する財産は、取得価格が50万円（消費税及び地方消費税の額を除く。）以上の財産とする。

3 財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数によるものとし、補助事業者は、処分を制限された取得財産等を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、松浦市地場産品創出支援事業補助金財産処分承認申請書（様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の申請書を受理し、内容を審査の上これを承認したときは、松浦市地場産品創出支援事業補助金財産処分承認通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

5 市長は、補助事業者が第3項の期間内に取得財産等を処分したときは、交付した補助金の全部若しくは一部に相当する額を返還させることができる。

（実施効果の報告）

第19条 補助事業者は、本補助事業の実施効果について、補助事業が完了した日の属する年度及び当該年度の翌年度において、市長に報告しなければ

ばならない。

2 前項に規定する報告の期限は、市長が別に定める。

3 市長は、第1項の規定による報告を受けた場合において、その効果が想定される事業効果等と比べて十分ではないと認めるときは、その改善を求めることができる。

(補則)

第20条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象 経費	補助事業を実施するために直接必要な経費
	施設整備費
	施設・設備の撤去に係る経費
	土地建物等賃借料（補助事業完了までの期間に限る。）
	内装・設備・施工工事費
	建物改造費
	備品費
	借料・損料
	消耗品費（現地調査時に確認できるものに限る。）
	委託・外注費
	通信運搬費
	広告宣伝費（補助対象経費の総額の10%以内とし、寄附金の募集に係るものを除く。）
	その他これらに準ずる経費
※現地調査において、全ての経費を確認する。 ※以下の経費は補助対象外とする。 土地購入費（土地の購入に伴う測量、造成等の経費を含む。）、公租公課、消費税及び地方消費税、官公署に支払う手数料等、人件費、飲食費、交際費、返礼品等の費用に含まれる経費（原材料費や梱包資材費等）、その他市長が不適切と認める経費	
補助率	10分の10以内
補助金の額	補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助事業に係るクラウドファンディングにおいて受領した寄附金の10分の5に相当する額を上限とする。

補助金の 限度額	補助対象経費の総額
補助金の額 の端数処理	1, 000円未満の端数を切り捨てる。